

下関市立大学成績優秀者学修奨励金規程

令和3年3月23日

規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学が、学業成績が優秀である下関市立大学（以下「本学」という。）の学部学生（科目等履修生及び特別聴講学生を除く。以下同じ。）の学修意欲向上と学修奨励のために給付する奨励金について必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の名称)

第2条 奨励金の名称は、成績優秀者学修奨励金とする。

(給付人数及び給付金額)

第3条 奨励金の給付人数及び給付金額は、次の表のとおりとする。

区分	給付人数	給付金額
学部学生 (私費外国人留学生(以下「留学生」という。)以外)	2年生から4年生までの学科ごと及び学年ごとにそれぞれの入学定員の4%以内	一人当たり年額10万円以内で、予算の範囲内で理事長が定める額
学部学生 (留学生)	2年生から4年生までの全留学生のうち2名以内	

(選考基準)

第4条 奨励金の給付対象者の選考基準は、本学の学部にて在籍し、本学において前年度の成績評価を受けた学部学生で、各学年の標準的な修得単位数を修得し、かつ、前年度の成績の上位順とする。

2 前項の給付対象者の選考にあたっては、次の各号に掲げる者は選考から除く。

- (1) 入学後4年を超えて在学している者
- (2) 前年度までに下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第44条の規定による懲戒を受けた者
- (3) 前年度において、年間の履修登録単位数が次の表に定める単位数に満たない者

対象学年	2年	3年	4年	
			留学生以外	留学生
前年度の年間履修登録単位数	40単位	40単位	32単位	28単位

- (4) 奨励金の給付をする年度において、休学等の理由により成績評価を受けない者
(給付の決定)

第5条 学長は、前条の規定により選考された者に奨励金の給付を決定し、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該者にその旨を通知するものとする。

(給付方法)

第6条 奨励金は、前期と後期の2回に分け、在学している学期ごとに給付を行う。

(取消し)

第7条 学長は、奨励金の給付の決定をした者が次の各号に該当する場合は、当該者に係る給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 下関市立大学学則第44条の規定による懲戒を受けた場合

(2) 下関市立大学学則第38条の規定により除籍となった場合

(3) 退学した場合

2 前項の規定により奨励金の給付の決定の全部又は一部が取り消された場合で、取消しを受けた金額が既に給付されていた場合は、理事長の指定する日までに、取消しを受けた金額を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 下関市立大学特待生規程（平成20年規程第42号）は、廃止する。